

令和 2 年度事業計画書

近年、気候変動を原因とする高温、大雨、干ばつなど異常気象が地球規模で頻発している。特に昨年、長野県は 10 月、令和元年東日本台風（台風第 19 号）で記録的な暴風雨に見舞われ、千曲川の越水・堤防決壊により、人的被害、建物被害、停電・断水・公共交通機関運休などのライフライン途絶など、これまでに経験したことがない甚大な被害を受けた。こうした中、長野県は昨年 12 月に都道府県としては初となる「気候非常事態宣言」を行い、その中で「2050 年二酸化炭素排出量実質ゼロを実現する」決意を表明し、県内市町村も賛同している。

当協会は、会員、行政、関係団体等との協力のもと、産業環境保全に関する相談・調査・研修事業並びに環境省が策定した CO₂削減を中核に据えた中堅・中小企業者向け環境マネジメントシステム「エコアクション 21」地域事務局事業を通じ、県内事業者の環境経営の普及拡大に努めてきたところであり、これと軌を一にする「徹底的な省エネルギーと再生利用可能エネルギーの普及拡大の推進」により、2050 年二酸化炭素排出量実質ゼロを目指す「気候非常事態宣言」に賛同するとともに、令和 2 年度においても引き続きこれら事業を実施する。

基幹業務の安定的な事業継続のため、個々の業務の必要性・優先順位・実施手法を検討し、効率的・効果的な業務の実施に努める。

以下に、具体的な事業計画を示す。

なお、本年度事業の執行については、新型コロナウイルス感染拡大防止に関する国や県からの要請に応じ、計画事業の縮小・変更も考慮する。

1 相談・アドバイス事業

会員等の依頼に応じ、環境保全施設の設置、改善、維持管理、廃棄物の適正処理及び有効利用方策、省エネ等の課題など、産業環境保全対策関連全般にする相談・アドバイスを以下の区分により実施する。

(1) 環境マネジメントシステムに関する助言

会員等がエコアクション21並びにISO14001に対する理解を深めるための啓発活動の実施や、認証取得希望会員に対して認証が効率的に行われるよう相談・アドバイスを実施するとともに、このシステムが有効に機能し得るよう相談・アドバイスをを行う。

(2) 化学物質管理、省エネルギーに関する高度な専門的アドバイス

化学物質管理、省エネ（工場などの建物の省エネ含む）など専門的知識が要求される事項については、当協会技術専門委員ほか専門家及び専門機関の協力を得て、要望に沿ったアドバイスをを行う。

(3) 水質分析に基づくアドバイス及び水質分析の奨励

会員等に対し定期的な水質検査により適正に水質保全を図ることを奨励するとともに、その分析結果に基づき環境保全施設の運転管理についての的確なアドバイスをを行う。

(4) 環境問題に関するアドバイス

騒音・振動及び悪臭（いわゆる感覚公害）などの環境問題の相談・アドバイスを実施する。

2 各種講習会事業

会員等が環境保全対策に取り組むときに必要となる知識・技術・情報などを習得するための講習会を開催する。

(1) 環境保全基礎研修会

会員企業等の社員への産業環境教育の場としての活用を目的に、主として新たに企業の環境担当になった会員企業等の職員を対象とした環境関連法規や、環境対策技術の基礎を習得する講習会を開催する。

(2) 化学物質規制対応研修会

特に製造業に取り組みが求められる化学物質関係の国内外の環境規制の動向について、専門家を講師とした研修会を開催する。

(3) 二酸化炭素排出削減・省エネルギー等に関する研修会

先進的・具体的・実践的な手法について、専門家を講師とした研修会を企画・開催する。

3 エコアクション21認証・登録地域事務局事業

国内中堅・中小企業の環境経営を支援し、環境と経済の好循環を推進することを目的に、環境省が制定した環境マネジメントシステムである「エコアクション21」の地域事務局として、認証・登録に関する業務を行う。

本年度から中核地域事務局として、新潟県内及び福井県内の事業所の認証・登録業務も担当することから、関係団体との連携強化を図るとともに、新たに普及戦略会議を設置するなど体制を整備する。

(1) エコアクション21セミナー

長野県と共催し、認証・登録中の事業者向けの効率的な運用方法説明会や新たに取り組む事業者向け説明会を県内4箇所で開催する。

(2) エコアクション21認証・登録事業者フォローアップ研修会

長年、エコアクション21に取り組んでいる事業者を対象に、活動の活性化、エコアクションの理解の深化を目的に開催する。例年同様、認証・登録10年継続事業者への感謝状・記念品贈呈式と同時開催とする。

(3) 集団コンサルティング研修会

普及戦略会議の構成団体などが主催者となる集団コンサルティング研修会の開催に向けて調整を行う。

(4) 認証・登録10年継続事業者への感謝状・記念品贈呈式

10年継続の事業者に対して中央事務局発行の感謝状及び記念品を贈呈するイベントを開催する。上記(2)のフォローアップ研修会と同時開催とする。

(5) 信州E A21研修会と連携した普及活動の支援

長野県内のエコアクション21審査人等の任意組織である研修会が策定した「長野県エコアクション21活性化プロジェクト」に基づく活動を支援する。

- (6) 新たな審査員育成に向けたPR活動の実施
中央事務局や信州EA21研修会と連携し、新たな審査員育成のためのPR活動を行う。
- (7) 中核地域事務局事業執行体制円滑化のための環境整備
新たな事務局体制に伴う諸規程の見直し並びに協会事業全体の効率化を見据えた事務局体制の検討を行う。

4 エコアクション21CO₂削減プログラム (Eco-CRIP) 補助事業

エコアクション21のガイドラインをもとに、中小事業者のCO₂排出量削減活動と、社内における環境経営システム構築を無料で支援する環境省の補助事業であり、本補助事業参加者が、引き続きエコアクション21の認証・登録を目指す動機付けとなっている。本補助事業の間接補助事業者としての承認を受け、新規のエコアクション21認証・登録に繋げるべく取り組む。

5 情報の収集及び提供等

- (1) 環境速報の発行
環境関係の法令及び条例の改正、新技術の紹介、公害防止管理者国家試験、同認定講習の実施、その他事業所の環境管理に必要な情報を「環境速報」として提供する。
配布方法・配布時期について、効率化・合理化の観点から見直しする。
- (2) 会報の発行
会員相互の理解促進等に資するため、投稿による環境保全に関する新技術等の紹介、論文体験談、その他幅広い記事を掲載した会報「サン」を発行する。
編集方針、テーマの設定について検討を行う。
- (3) 「公害関係基準のしおり」の印刷・頒布
会員事業所等の各種環境基準に基づく適正管理業務に必要な情報提供のため、長野県環境部が県ホームページで公開している「公害関係基準のしおり」を長野県オープンデータサイトの利用規約に基づき、印刷・頒布する。
- (4) 関係団体との情報交換
産業環境管理協会他、関係諸団体、諸機関と連絡を密にし、情報の収集、提供を図る。
- (5) 協会ホームページの充実
ホームページ内容の充実を図り、会員のニーズにあった情報サービスの提供に努める。
- (6) 会員加入の促進のための情報提供等
本会会員への加入促進に資するため、協会主催の研修会、イベント開催時に協会事業に関する情報等を提供する。

6 各種環境イベント参加・協力事業

- (1) 信州環境フェア2020
実行委員会構成団体として協力する。
8月8日(土)・9日(日)長野市若里多目的スポーツアリーナ「ビッグハット」
- (2) キッズサイエンスへの出展
若い世代への協会事業のPRを目的に出展する。

7 表彰

環境保全意識の高揚に資するため、次の表彰を行う。

- (1) 環境保全実務功労者の顕彰
会員事業所において、15年以上にわたり、公害防止管理者または環境保全実務担当者として、環境保全に功労のあった者を表彰する。
- (2) 環境保全対策優良事業所の表彰
最近の5年間(それ以前に重大な公害事故を惹起した会員を除く)に環境保全のための諸法令に違反すること無く、その責務を全うし、地域住民から信頼され、地域社会に貢献している事業所を表彰する。
- (3) 産廃資源化・減量化モデル事業所の表彰
産廃の資源化、減量化、及び省エネ等の技術開発等により、その実用化に成功し、成果を納めている事業所を表彰する。

8 建議陳情

「気候非常事態宣言」に賛同し、2050年二酸化炭素排出実質ゼロを実現するため、県内中堅中小企業事業の二酸化炭素排出量削減に有効な環境マネジメントシステム「エコアクション21」に取り組む事業者への全県統一の助成制度の創設を長野県に提案・建議する。